

区内アーティスト派遣事業実施要綱

平成24年4月1日
24ACC発第1-3号
事務局長決定
令和5年3月13日一部改正
令和7年4月1日一部改正
令和8年2月5日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、主に区内においてイベント等を実施する者等が、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団アーティストバンク取扱基準において登録されたアーティスト（以下「登録アーティスト」という。）を利用する際に要する費用に対して補助を行うことにより、区内で活動するアーティストに活動の場を提供するとともに、その活動を通じて、広く地域の芸術文化の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当するイベント（以下、「対象イベント」という。）とする。

(1) 荒川区区内において実施されるイベント

(2) 荒川区民若しくは荒川区民を代表として構成される団体（以下、「荒川区民等」という。）が実施するイベント

2 前項の規定にかかわらず、個人のみに対して主に技術指導を行うことを目的としたものは、補助対象事業としない。

(補助対象者)

第3条 対象イベントを実施する荒川区民等（以下、「対象イベント実施者」という）とする。

(補助対象経費)

第4条 対象イベント実施者が対象イベントを実施するに際し、登録アーティストの利用に要した出演謝礼の一部若しくは全部とする。

(申請)

第5条 対象イベント実施者は、対象イベント実施予定の原則1か月前までに、派遣申請書（第1号様式）により、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下、「ACC」という。）理事長に申請する。

2 申請の時点で、利用する登録アーティストとの間で利用にかかる出演料等の必要事項についての協議がなされている対象イベント実施者は、前項における申請を省略できるものとする。

(派遣候補者の調整)

第6条 ACC理事長は、前条における派遣申請の内容を考慮して対象イベントに派遣

すべき登録アーティストを選定し、当該登録アーティストの了承のもと、対象イベント実施者にその連絡先を伝え、利用に係る出演料等の必要事項について派遣候補者との協議を行わせる。

(派遣の決定)

第7条 前条における派遣候補者との協議を行った対象イベント実施者、若しくは第5条第2項の規定により派遣申請書の提出を省略した対象イベント実施者は、派遣概要書及び補助金交付申請書(第2号様式)によりACC理事長に通知する。

2 ACC理事長は内容を審査の上、派遣を決定するときは派遣及び補助金交付決定通知書(第3号様式)にて、対象イベント実施者に通知する。

3 ACC理事長は、派遣が困難なときは、派遣不決定通知書(第4号様式)にて、対象イベント実施者に通知する。

(派遣となる登録アーティストの職務)

第8条 派遣された登録アーティスト(以下、「派遣アーティスト」という。)は、対象イベント実施者との協議により決定した事項に基づき、所定の場所において、公演する。

(補助金の交付額)

第9条 派遣アーティスト1人につき1派遣10,000円若しくは対象イベント実施者が負担した出演謝礼額のいずれか低い方の額とする。

2 派遣アーティストが複数名となる対象イベントに対しては、1派遣50,000円を上限とする。

3 前2項において、同一の対象イベントが複数日に及ぶ場合には、実施日ごとに1派遣として交付する。

(実績報告)

第10条 対象イベント実施者は、派遣アーティストによる公演が終了した後、派遣実績報告書及び補助金請求書(第5号様式)をACC理事長に提出する。

(補助金の交付)

第11条 ACCは前条の事業報告書及び補助金請求書を審査の上、補助金額を確定し実施団体(者)に補助金を交付する。

(派遣期間)

第12条 決定の日から当該年度内とする。

(利用及び派遣回数)

第13条 同一の荒川区民等の本補助制度の利用は、原則として同一年度内4派遣を、同一の登録アーティストの本補助制度を活用した派遣は、原則として同一年度内12派遣をそれぞれ上限とする。ただし、第9条に規定する補助金の交付が発生しない場合においてはこの限りではない。

(決定の取消し)

第14条 ACC理事長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) アーティストの派遣を受けなかったとき。
- (4) その他補助金の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第11条の規定による補助金の額の確定後にも適用があるものとする。

(免責)

第15条 この事業により派遣アーティストの活動に伴い発生した事故・トラブルについては、ACCは責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めのないものについては、ACC理事長が決定する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。